

提供日 2025/02/13
タイトル 浜松財務事務所における予定申告書用紙及び納付書の誤送付
担当 経営管理部 税務課
連絡先 税務課、浜松財務事務所直税第1課
TEL 税務課 054-221-2850・3509
浜松財務事務所直税第1課 053-458-7140



(要 旨)

浜松財務事務所において、法人の予定申告書用紙及び納付書（法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税）^{*}を誤って別の法人に送付し、納税者の情報（法人名、所在地、所得金額、税額）が流出した。

判明後、関係者に謝罪の上、用紙、納付書の回収及び手交を行った。
今後、ダブルチェックの徹底など、税務情報の適正管理の更なる徹底を行う。

※事業年度が6か月を超える法人へ法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告書用紙を送付している。予定申告書用紙には前年度所得金額、税額及びそれに基づく申告税額、納付書には申告税額が記載されている。

(概 要)

1 経過

2月3日(月)	・予定申告書用紙769通発送（うち宛名ラベルシール対応17通）
2月5日(水)	・法人Aから、法人Aの予定申告書用紙と、法人Aの宛名ラベルシールが貼付された別の法人Bの予定申告書用紙の2通が届いたとの連絡あり。 ・法人Aを訪問し、謝罪の上、法人Bの予定申告書用紙を回収
2月6日(木)	・法人Bを訪問し、謝罪の上、法人Bの予定申告書用紙を手交

2 原因と再発防止策

原因	再発防止策
・法人より希望のあった送付先へ送るため用意した宛名ラベルシールを、似た名前の別法人の封筒に貼付してしまった。 ・宛名ラベルシールを貼付した封筒はダブルチェックすることになっていたが、ダブルチェックの徹底がされていなかった。 ・封筒にダブルチェックの確認印が押印されていないにもかかわらず、発送処理をしてしまった。	・宛名ラベルシールを貼付する際は、法人名だけでなくラベルに記載された管理番号により同一を確認する。 ・ダブルチェックがされていることを確認の上、発送処理を行う。 ・封入、チェック作業は、執務室とは別の作業場所で集中して実施する。 ・税務課から全財務事務所へ、税務情報の適正な管理と、送付文書のダブルチェックの徹底を行うことの文書を発出する。